

## 第58号議案

### 品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月27日

品川区長 森 澤 恭 子

### 品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(5)の表44の4の項中「(昭和25年政令第338号)」を削り、同項を同表44の6の項とし、同表44の3の3の項の次に次の2項を加える。

44の4 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。
44の5 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。

別表(5)の表49の項中「34,000円」を「39,000円」に、「65,000円」を「76,000円」に、「133,000円」を「149,000円」に、「200,000円」を「225,000円」に、「261,000円」

を「305,000円」に、「337,000円」を「370,000円」に、  
「460,000円」を「497,000円」に、「20,000円」を「21,  
000円」に、「もの46,000円」を「もの51,000円」に、「1  
00,000円」を「113,000円」に、「185,000円」を「204,  
000円」に、「307,000円」を「340,000円」に、「415,0  
00円」を「457,000円」に、「521,000円」を「567,000  
円」に、「737,000円」を「795,000円」に、「131,000円」  
を「141,000円」に、「199,000円」を「215,000円」に、  
「292,000円」を「320,000円」に、「348,000円」を「3  
79,000円」に、「525,000円」を「573,000円」に、「59  
9,000円」を「654,000円」に、「746,000円」を「808,  
000円」に、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、  
同表50の項中「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、  
同表55の項中「用紙1枚」を「1通」に改め、同項の次に次の5項を加える。

55の2 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1通につき900円	交付申請のとき。
55の3 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成等工事許可申請手数料	(1) 宅地造成または特定盛土等を行う場合 切土または盛土をす る土地の面積に 応じ次に掲げる 額 ア 500平方	許可申請のとき。

メートル以内  
のもの 2  
0,000円  
イ 500平方  
メートルを超  
え、1,000  
平方メートル  
以内のもの  
34,000  
円  
ウ 1,000  
平方メートル  
を超え、2,0  
00平方メー  
トル以内のも  
の 54,0  
00円  
エ 2,000  
平方メートル  
を超え、5,0  
00平方メー  
トル以内のも  
の 89,0  
00円  
オ 5,000  
平方メートル  
を超え、10,  
000平方メ  
ートル以内の  
もの 123,  
000円  
カ 10,00  
0平方メー  
トルを超え、2  
0,000平  
方メートル以  
内のもの 2  
01,000

円  
キ 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 220,000

円  
ク 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 275,000

円  
ケ 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 364,000円

コ 100,000平方メートルを超えるもの 533,000円

(2) 土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地の面積に応じ次に掲げる額

ア 500平方メートル以内のもの 18,

000円

イ 500平方  
メートルを超  
え、1,000  
平方メートル  
以内のもの  
28,000  
円

ウ 1,000  
平方メートル  
を超え、2,0  
00平方メー  
トル以内のも  
の 35,0  
00円

エ 2,000  
平方メートル  
を超え、5,0  
00平方メー  
トル以内のも  
の 54,0  
00円

オ 5,000  
平方メートル  
を超え、10,  
000平方メ  
ートル以内の  
もの 66,  
000円

カ 10,00  
0平方メー  
トルを超え、2  
0,000平方  
メートル以  
内のもの 1  
21,000  
円

キ 20,00

		<p>0平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 134,000円</p> <p>ク 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 163,000円</p> <p>ケ 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 207,000円</p> <p>コ 100,000平方メートルを超えるもの 292,000円</p>	
55の4 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事に関する計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成等工事変更許可申請手数料	(1) 宅地造成または特定盛土等を行う場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その	変更申請のとき。

手数料の額は、  
533,000  
円とする。

ア 宅地造成ま  
たは特定盛土  
等に関する工  
事の設計の変  
更（イのみに  
該当する場合  
を除く。）につ  
いては、切土  
または盛土を  
する土地の面  
積（イに規定  
する変更を伴  
う場合にあっ  
ては変更前の  
切土または盛  
土をする土地  
の面積、切土  
または盛土を  
する土地の縮  
小を伴う場合  
にあっては縮  
小後の切土ま  
たは盛土をす  
る土地の面積）に  
応じ前項に規定する  
額に10分の  
1を乗じて得  
た額

イ 新たな土地  
の切土または  
盛土をする土  
地への編入に  
係る宅地造成  
または特定盛

土等に関する  
工事の設計の  
変更について  
は、新たに編  
入された切土  
または盛土を  
する土地の面  
積に応じ前項  
に規定する額  
ウ その他の変  
更について  
は、15,000  
円

(2) 土石の堆積を  
行う場合 変更  
許可申請1件に  
つき、次に掲げ  
る額を合算した  
額。ただし、そ  
の額が292,  
000円を超え  
るときは、その  
手数料の額は、  
292,000  
円とする。

ア 土石の堆積  
に関する工事  
の設計の変更  
(イのみに該  
当する場合を  
除く。)につい  
ては、土石の  
堆積をする土  
地の面積(イ  
に規定する変  
更を伴う場合  
にあっては変  
更前の土石の

		<p>堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に      応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に      応じ前項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、15,000円</p>	
55の5 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1通につき900円	交付申請のとき。
55の6 宅地造成及び特定盛土等規制法施行	盛土規制法調書の写しの交	1通につき700円	交付申請のとき。

条例(令和6年東京都条例第36号)第5条第3項に基づく盛土規制法調書の写しの交付	付手数料		
--	------	--	--

#### 付 則

この条例中別表(5)の表44の4の項の改正規定および同項を同表44の6の項とし、同表44の3の3の項の次に2項を加える改正規定は公布の日から、同表49の項、50の項および55の項の改正規定ならびに同項の次に5項を加える改正規定は令和6年7月31日から施行する。

(説明) 既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定等の申請に係る手数料および宅地造成等の工事許可の申請等に係る手数料を定めるほか、開発行為の許可の申請等に係る手数料を見直す必要がある。